



平成29年4月17日

各 位

社 名 株式会社 プラップ ジャパン
代 表 者 名 代表取締役社長 鈴木 勇夫
(JASDAQ・コード番号：2449)
問 い 合 わ せ 先 経営企画室広報IR担当部長 清宮正行
(電話03-4580-9111)

(開示事項の経過) 株主代表訴訟に関するお知らせ

当社が平成26年1月17日付「株主代表訴訟に関するお知らせ」にて公表いたしました、当社株主1名から、当時の当社代表取締役および当社専務取締役2名に対して損害賠償を請求する株主代表訴訟につきまして、平成29年3月23日付で東京地方裁判所から請求棄却の判決が言い渡されました。控訴期限の経過をもって当該判決が確定いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

1. 判決のあった裁判所及び年月日

- (1) 裁判所：東京地方裁判所
- (2) 判決日：平成29年3月23日

2. 原告

Cavendish Square Holdings B.V. (キャヴェンディッシュ・スクエア・ホールディングス・ビー・ヴィー)

3. 被告

当社代表取締役（当時） 杉田 敏
当社専務取締役（当時） 泉 隆

4. 訴訟の経緯

当社の株主である原告が、当社と証券会社におけるファイナンシャル・アドバイザー契約に伴う対価及び、コーポレート・ガバナンスに関する問題検証に伴う弁護士費用、また平成25年に開催した臨時株主総会招集に伴う弁護士費用に関して、取締役としての善管注意義務および忠実義務に違反して当社に損害を与えたものとして、取締役2名に連帯し、当社に対して71,750,743円(50,000,000円から請求拡張)を賠償するよう求めたものです。

5. 判決の内容

判決の主文は以下のとおりであります。

- (1) 原告の請求をいずれも棄却する。
- (2) 訴訟費用は原告の負担とする。

6. 当社の業績に与える影響

当社の連結および個別業績に与える影響はございません。

以 上